第3回 第9期中間市高齢者総合保健福祉計画作成検討委員会

日時:令和5年12月19日(火)

13時15分から

場所:市役所別館3階 特別会議室

出席者:鬼﨑委員、西辻委員、矢毛石委員、吉岡委員、宮口委員、貝﨑委員、西内委員、知京委員、

安徳委員、中原委員、野﨑委員、濱村委員(12人)

欠席者:田村委員、香月委員(2人)

事務局: 冷牟田保健福祉部長、向介護保険課長、八汐健康増進課長、横谷地域包括支援センター長、 谷山介護保険課給付係長、松熊介護保険課高齢者支援係長、鐘ヶ江保健センター所長、 濱田健康増進課健康係長、林介護保険課保険係長、天野介護保険課職員、福田介護保険課職員、 野見山介護保険課職員、栗田介護保険課職員

オブザーバー: ㈱ぎょうせい 油布、成田

傍聴者: 4名

1. 委員長挨拶

2. 議事

●第9期中間市高齢者総合保健福祉計画(素案)について

事務局:資料1に基づき説明。

委員長:何かご意見、ご質問があればどうぞ。

A 委 員:69 頁、4番の公平公正な介護保険事業の運営のところの認定審査アドバイザー事業について、県から派遣してと記載があるが、調査員の方がどういった形で指導を受けるのかを教えてもらいたい。

事務局:福岡県のアドバイザー派遣事業を活用した介護支援専門員の方の認定調査に関するアドバイス及び認定審査会に関するアドバイス事業であり、期間は3年に1度若しくは2年に1度程度行っている。

B 委 員:53 頁、基本理念のところで、文末が「~することとする」となっているが、例えば目指しますとしたほうがいいのでないか。87 頁のサービス基盤整備方針のところも、施設、箇所などの単位は統一し、○○施設に統一した方がいいのではないか。

事務局:ご意見を踏まえ検討させていただき、次回会議にお示したい。

C 委員:74頁、成年後見制度利用支援事業について、この制度は以前からあるのか。

事務局:成年後見制度利用支援事業は、市長申立ての制度になり、以前から制度としてはある。継続して、今後も周知していこうということである。

C 委員:25頁、成年後見制度の認知度は、全く知らないっていう方が全体の7割である。今まで周知していても、アンケート結果からは、あまり認知されてないと感じるが、今後は、どう

していくのか。

- 事務局:あまり認知されていないという現状があるので、今後は工夫をして取り組んでいきたい。
- 委員長:関係者の中では認知されてきているが、市民全体にはまだまだ認知されていないので、これからは工夫をして周知していただきたい。
- A 委員:74頁からで、成年後見制度の市長申立てが0件というのは少ないのではないか。社会福祉協議会の日常生活自立支援事業との連携についてはいかがか。認知症サポーターの養成の数が増えていくことは望ましく良かったと思う。キャラバンメイトはその講座の講師役であるが、市の職員しかいないと聞いた。ケアマネジャーや指定を受けた事業所、介護者家族の会など講師役として自分の経験を話してみたい方などにも声掛けをして、バラエティに富んだ講座を行うのが望ましいと思うが、講座を市の職員の方だけでやっているのはなぜか。認知症初期集中支援チームは市におかれているのか。
- 事務局:市長申立て件数の質問については、市長申立ての相談は、病院の方から入院された方のお支払いの際に何件か相談があったが、病状が末期であったため市長申立てには至らならなかった。
- 委 員 長:市としては適正に対応しているが、結果として O 件であったということであったということである。
- 事務局:日常生活自立支援事業は、社会福祉士が相談内容を確認し、利用できる場合は社会福祉協議会に繋いでいる。
- D 委員:日常生活自立支援事業は、家族からの依頼がかなり多くなっており、日常生活自立支援事業で手に負えなくなった場合は後見という形になり、後見をする場合は、審査会を開き、市の方にも入っていただき会議を開き、どうするか検討し、決定した後に後見をすることになる。
- A 委 員:日常生活自立支援事業では難しくなった方を、社会福祉協議会で審査会を踏まえてどう 対応していくかということと、審査会に市の方も入っていたのに、市長申立てにつながら なかったのかをお尋ねしたい。
- D 委員:市長申立てができるのは市であり、社会福祉協議会ではできない。社会福祉協議会と市と の連携はできている。
- 委員長:日常生活自立支援事業には制度的な限界があり、経済的に難しい方が活用していくことに なる。裁判所で指定された後見人が活動していくことになる。
- 事務局:連携については、地域包括支援センターの社会福祉士と社会福祉協議会の社会福祉士がいるので、対応が難しい場合は同席してもらい、方向性を聞くようにしている。
- 委員長:キャラバンメイトの広がりについてで、市民の方々や指定を受けた事業所などのスタッフ にも養成講座に関わっていくことが望ましいのではないかということについてはどうか。
- 事務局:養成講座については、地域包括支援センターの出前講座を実施しているが、講師は市の職員のみで実施している。登録上は市民の方もいらっしゃるが、そういう方に講師として声掛けはしていない。今後の養成講座のなかで、キャラバンメイトを周知して、講師役としてやってみたい方がいれば、ボランティアとはなるが今後検討していきたい。

A 委 員:キャラバンメイトの講師役があるということを、もう少し積極的に広げていくことも考え た方が良いのでないか。市民からキャラバンメイトになりたいという声は聞こえてこない のか。

事務局:キャラバンメイトの養成講座には、市で把握していない方も参加されていることもあるので、講座があることを知って興味をもたれて参加されている方もいる。

委員長:市内に地域介護実習・普及センターの支所があるので、そういうころが取材して、市民に伝えていくやり方もあるし、介護事業所がやることも可能である。委員のご意見としては、市の努力はわかるが、もう少し広がりを考えてはどうかということであるので、そのあたりも計画とも関連付けて取り組んでいただければと思う。77頁の養護老人ホームに入所されてる方が3人というのは、少ないのではないか。他の受け入れ先があるからという考え方もあるとは思うが、措置控えではないかという意見もある。その辺りはいかがか。

事 務 局:養護老人ホームについては、虐待があった方を優先にしているため、人数はこの程度である。

委員長:住まいに困っている方を措置するということはしていないのか。

C 委員:住まいに困っているという相談はないのか。

事務局:お住まいに関しての相談もあるが、別の機関につないだりしている。ご家族から虐待があって、緊急的に家族から離さなければならない事案が発生した場合、措置入所を行っている。

委員長:66頁、老人クラブも会員数が少なくなってきているが、それに対して市の考えはどうか。

事 務 局:市から助成金を補助しているが、それは、広報にかかる費用や管理に関する費用に充てていただいている。

A 委 員:認知症の方に関して、認知症からの認知という使われ方があまり好きではなく、失礼ではないかという思いを持っていた。32 頁、33 頁の介護者が行っている介護の設問で、「認知症の症状への対応」ではなく「認知症状への対応」としているが、これは「認知症の症状への対応」を略しているのか、それともこの言葉で、このまま使えるのか。

(㈱ぎょうせい:その選択肢については、国の設問で、一字一句変えないようにという指示がある設問 のため、全国的にこの内容で聞いている。

A 委 員:75 頁、認知症初期集中支援チームについては、初期対応をする程度が、初期の認知症の方だったり、困難ケースの対応であったりすると思うが、対応に関しては軽度も方も利用できると思うが、そのあたりはどうか。

事務局:認知症初期集中支援チームは地域包括支援センター内に設置しており、医療職や介護職の 専門家でチームを組み、困難ケースも扱っている。

委員長:内容についてはどうか。

事務局:令和5年度の1件については、キーパーソンがいなく、周囲の家族にも障がいがあり、なかなか進まないと聞いている。

A 委 員:認知症初期集中支援チームは、期間を区切って、さらにつないでいくことになるが、その 辺りはいかがか。

事務局:対応して半年は過ぎているが、前に進んでおらず、まだ関わっていると聞いている。

E 委員:認知症初期集中支援チームの初期はMCIととらえていいのか。

- 事務局:初期集中支援というのは、発見して6カ月の短い期間で対応するということで、軽度の方ということではない。
- 委員長:本日のご意見については、持ち帰って事務局で検討し、次回に提示することでよろしいか。 介護報酬等については、具体的な数値が報道で出ているが、正式に公表されているわけで はない。国が報酬改定を示したら、それを踏まえた上で事務局で計算をしてみることにな る。本日の計画について、示された部分をお認めいただくということでよろしいか。

委員一同: 異議なし。

●第9期中間市高齢者総合保健福祉計画(案)に関する市民意見の提出手続(パブリックコメント)の実施について

事務局:1条の規定に基づき、令和6年1月4日から令和6年2月2日まで実施する。

A 委 員:応募資格で利害関係を有する者や団体とはどういう意味なのか。

事務局:目的第2条の3に記載している。今後、介護保険料が決まっていくに伴って、色々な対応 に関する利益があるという意味で、利害関係がある方としている。

事務局(部長):補足として、中間市の計画ということで、通常は、市民、通学・通勤者等に限定する場合があるが、公益性のある方にも幅広く意見をいただくということで法令上の利害関係を有するという文言を入れている。

委員長:少し言葉足らずでわかりづらい。市内に在住や市内でお仕事についている人、この計画に 利害関係がある人、または団体も可能という言い方の方が良いのではないか。

事務局:要綱は国のひな形に基づいているはずである。文言修正などは、市の法務の部署と協議を しなければ、わかりやすい表現に修正することはできない。今後の検討事項とさせていた だきたい。

委員長:趣旨としては、市内に在住や市内でお仕事についている人、この計画に利害関係がある人、 または団体も可能というご理解でいただきたい。パブリックコメントの結果については、 この委員会で、ご説明、ご報告をさせていただく。

●第4回委員会の開催予定について

次回は令和6年2月27日13時15分からで、開催場所は中間市地域交流センターの2階で行う。

以上